

FAQ | ①GXリーグ全般

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none">• GXリーグに参画するメリットは何でしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">• 自社のGXに関する取組を広く発信することが出来るとともに、幅広い業種から構成される参画企業間での新たな市場創造に向けたルール形成や、条件を満たした場合には超過削減枠を創出することが出来ます。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none">• GXリーグ参画企業となった場合、どのような義務が生じるのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">• GXリーグ規程等の遵守及びGXリーグ参画企業に求める取組に関する報告が求められます。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none">• GXリーグへの参画を自社のウェブサイト等で対外的に公開することは可能でしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">• 可能です。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none">• 自社でGXリーグのロゴを使用することはできますか。また、画像データはどこにあるのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">• GXリーグのロゴの使用は可能です。画像データは、参画募集期間終了後、GXリーグ事務局よりGXリーグ参画企業へ送付いたします。 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none">• GXリーグに参画した場合、市場ルール形成WG等のGXリーグの活動に確実に参加できるのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">• カーボンニュートラルを前提としたビジネス機会の創発や市場創造に向けたルール形成の活動については、都度募集を行います。実効性を確保する等の観点から、場合によっては参加者数に上限を設け、選定などを行うこともあり得ます。 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none">• GXリーグの活動は全てに参加しなければならないのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">• GXリーグ参画企業が取り組むべき事項については、「GXリーグ参画企業に求める取組に関するガイダンス」をご確認ください。自らの排出削減の取組として、GX-ETSの活動は全ての参画企業が対象になります。その他ビジネス機会の創発や市場ルール形成WGの活動は、任意で参加が可能です。 |
| 7 | <ul style="list-style-type: none">• 従来の参画企業との取り扱いに違いはありますか。 | <ul style="list-style-type: none">• 2024年度から参画を行う場合、排出削減目標や排出実績について、2023年度分は報告対象外となります。それ以外の扱いについて、違いはございません。 |

FAQ | ②参画申請

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none">GXリーグへの参画は、日本法に基づく法人格をもたない外国会社でも可能ですか。 | <ul style="list-style-type: none">国内で事業を行う外国会社であって、「外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するもの」（会社法第2条2号）に該当する場合は、可能です。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none">GXリーグへの参画は、中小企業やスタートアップ企業でも可能ですか。事業規模等の要件はありますか。 | <ul style="list-style-type: none">法人格を有していれば、事業規模等は問わず、参画可能です。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none">GXリーグへの参画は、法人単位ではなく、事業部（事業所）単位での参画は可能ですか。 | <ul style="list-style-type: none">GXリーグへの参画は法人単位で行っていただく必要があります。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none">GXリーグ参画企業に求める取組の必須項目を充足できないと参画企業になれないのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">参画にあたっては、GXリーグ参画企業に求める取組について、自社が行っている取組または今後の計画の概要を参画申請書に記入のうえ、ご提出いただく必要があります。これを満たさない場合、参画はできません。 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none">GXリーグ参画企業に求める取組について開示先や参照資料を申請書と合わせて送付することが必要でしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">申請段階では開示先や参照資料の送付は不要です。ただし、6月末日までのデータ登録期間には提出をいただく必要があります。 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none">GXリーグ参画企業の募集は、今回（1/1~2/28）以外にもあるのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">第1フェーズ（2023年度~2025年度）の募集は本募集（2024年度）が最後となり、2025年度の募集はありません。 |
| 7 | <ul style="list-style-type: none">GXリーグ参画企業数に上限は設けているのですか。 | <ul style="list-style-type: none">上限はありません。 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none">「GXリーグ参画申請書」（様式1）に記載する代表者の役職に決まりはあるのでしょうか。また、押印や原本の提出は必要ですか。 | <ul style="list-style-type: none">役職に定めはございませんが、代表取締役など会社法上法人を代表される方の名前を記載してください。また押印・原本の提出ともに不要であり、メールでの提出で問題ございません。 |

FAQ | ③GXリーグ参画企業に求められる取組について

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none">「2. サプライチェーンでの炭素中立に向けた取組」及び「3. 製品・サービスを通じた市場での取組」について、「GXリーグ参画に求める取組に関するガイダンス」に示された事項を行っていないと、取組をしていることにはならないのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">「GXリーグ参画に求める取組に関するガイダンス」に示された事項は例示ですので、GXリーグ参画企業が自ら該当すると判断した取組を記載いただき、GXリーグ事務局で該当するかの確認を行います。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none">NDC水準よりも緩やかな排出削減目標しか立てられない場合、GXリーグへの参画はできないのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">各社が2050年カーボンニュートラルに整合的と考える目標を立てていただければ参画可能です。NDC水準は、あくまで超過削減枠の創出の水準であり、NDC水準と同様の排出削減目標を立てることを要件として求めてはなりません。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none">参画企業に求める取組を満たしているか否かはどのように確認されるのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">参画企業の報告について事務局が確認します。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none">参画後、GXリーグ参画企業に求める取組を行わない場合、罰則はありますか。 | <ul style="list-style-type: none">罰則はありませんが、市場ルール形成WGへの参加等GXリーグ内の活動に参加できない場合があります。 |

FAQ | ④市場創造に向けたルール形成について

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none">市場創造に向けたルール形成ではどのようなテーマを扱う予定ですか。 | <ul style="list-style-type: none">GXリーグ参画企業の希望を踏まえつつ、国際的な発信も見据えて産業横断で取組める内容であり、かつ今後の投資促進につながりうる領域・テーマを想定しています。また、GXリーグ事務局からもいくつかのテーマを提案させていただくことを想定しております。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none">市場ルール形成WGの募集はどのように確認すればよいのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">市場ルール形成WGへのメンバー募集はGXリーグ事務局から案内します。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none">市場ルール形成WGへの参加者はどのようなメンバーを想定されているのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">メンバーに求める事項は各市場ルール形成WGで設定し、メンバー募集時に案内をする予定です。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none">市場ルール形成WGに参加できる人数に制限はあるのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">実効性を確保する等の観点から、場合によっては参加者数に上限を設け、選定などを行うこともあり得ます。 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none">市場ルール形成WGの成果物はGXリーグからのお墨付きを得た形で公開されるのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">WGにおける成果物を外部に発信するにあたって、GXリーグ事務局が定める成果物の公表に関するルールに定められたプロセスを経ることが求められますが、成果物がGXリーグにおける各WGの取組によって作成されたことを明示することができます。 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none">市場ルール形成WG内で設備等を用いた実証を行うことは可能でしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">市場ルール形成WGにおいて設備等を用いた実証事業を行うことは想定してはおりません。 |
| 7 | <ul style="list-style-type: none">市場ルール形成WGでの議論内容は、市場ルール形成WGに参加していないGXリーグ参画企業にも共有されるのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">各市場ルール形成WGで共有方法を定め、市場ルール形成WGに参加していないGXリーグ参画企業にも共有をいたします。 |

FAQ | ⑤GX-ETSについて

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none">GXリーグには参画しますが、GX-ETSには参加しないことは可能ですか。 | <ul style="list-style-type: none">GXリーグ参画企業が取り組むべき事項については、「GXリーグ参画企業に求める取組に関するガイダンス」をご確認ください。自らの排出削減の取組として、GX-ETSの活動は全ての参画企業が対象になります。もっとも、超過削減枠の創出等 Group G企業とGroup X企業で取扱いに差があります。詳しくは、「GX-ETSにおける第1フェーズのルール」P7をご確認ください。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none">第1フェーズの途中で、国内直接排出10万tCO_{2e}以上の排出量となった場合、Group G/Xの扱いは変わりますか。 | <ul style="list-style-type: none">Group G/Xの判断は2021年度の国内直接排出量で行うため、第1フェーズにおいては、変わりません。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none">排出削減目標が未達成の場合、罰則は科されるのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">罰則はございませんが、目標達成状況や、未達成の場合の理由についてはGXダッシュボードで公表されます。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none">今回の募集期間（1/1~2/28）に参画する場合、提出対象となる排出目標の年度は、従来の参画企業と比べ変更はありますか。 | <ul style="list-style-type: none">第1フェーズの総計目標の対象年度が2024-2025年度（従来は2023-2025年度）となります。加えて、2025年度単年目標及び2030年度単年目標の提出が必要となります（従来通り）。 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none">基準年度を22年度以降とすることはできますか。24年度に参画する場合はどうでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">第1フェーズでは、「GX-ETSにおける第1フェーズのルール」P13記載のとおり、基準年度を13年度から制度開始時点で入手できる最新と想定される21年度で設定いただくこととしております。よって、22年度以降を基準年度とすることはできません。24年度に参画する場合でも同様の扱いとなります。 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none">参画時に既にあるグループ企業を組織境界内に設定せず、フェーズの途中から組織境界内に含めることは可能ですか。 | <ul style="list-style-type: none">参画時に既にグループ企業である法人をフェーズの途中から組織境界内に含めることはできません。他方、参画時にグループ企業でない法人を買収した等、構造的変化に該当する場合は含めることが可能です。 |